

旭川市立永山南中学校

学校いじめ防止基本方針



令和7年4月

【 目 次 】

はじめに	…	1
Ⅰ いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項		
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	…	1
2 いじめの理解	…	2
Ⅱ 学校が実施するいじめ防止等の取組		
1 本校のいじめの実情及びR7年度の目標（指標）	…	4
2 生徒が主体となった取組の推進		
3 学校いじめ対策組織の設置	…	5
4 いじめ防止の取組	…	6
5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知		
・ いじめ発見・見守りチェックリスト	…	7
・ 主な相談窓口	…	8
6 いじめへの対処	…	9
7 いじめの解消	…	10
8 いじめの重大事態への対応		
・ 早期発見・事案対処マニュアル	…	11
9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携	…	12
10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携		
11 学校いじめ防止プログラム	…	13

永山南中学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも「いじめは決して許されない行為である」との認識の下、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、生徒や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」といいます。）では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないように努めます。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 生徒一人一人を大切にした授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 生徒の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及びR7年度の目標（指標）

令和6年度の本校でのいじめの認知件数は114件で、「冷やかしからかい、悪口、嫌なことを言われる」、「軽くぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする」が多く見られました。校内いじめ対策組織のもと、早期発見とともに組織的な対応・経過観察、ご家庭の協力により、ほぼ年度内に解消しましたが、3学期発生の17件の案件については見守りを継続している状況です。

令和6年度の第3回いじめアンケートでは、「いじめはどんなことがあっても許されない」と回答した生徒は98.9%と、前年度の97.9を上回ったものの、「いじめは絶対に許されないこと」への認識を100%にまで高めていくために、今後も道德教育を中心とした全ての教育活動を通じて組織的に取り組んでいきます。

今年度も「いじめはいつでも誰にでも起こりうることであり」という共通認識のもと、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を作り未然防止に努めます。また、常に生徒の様子を教職員全体で共有して積極的な認知を徹底し、認知した場合は早期解決（解消率100%）に向けて、いじめ対策組織を中心に組織的に解消に向けて取り組みます。

令和7年度については、

- ① 道德や特別活動を中心に、いじめの問題について主体的に考えさせる指導を工夫するなど、いじめの未然防止に向けた取組を一層充実させます。また旭川市教育委員会と連携を図った包括的な性教育にも取り組み、生徒たちの人権意識を高めます。
- ② いじめの兆候や生徒からの小さなサインを見逃さず、早期発見・早期対応により、事態の重大化を防ぐとともに、認知漏れ0（ゼロ）を目指します。
ことを目標とします。

2 生徒が主体となった取組の推進

○学校いじめ防止基本方針〔生徒版〕策定

どのようなことがいじめにつながるのか、もしいじめにあたり、いじめが近くで起きたりしたらどうすべきなのかなどを具体的に想定し、いじめのない環境を自分達で作ろうということを、生徒会が中心となって全校生徒にはたらきかけます。その資料となる「学校いじめ防止基本方針〔生徒版〕」を策定します。

○いじめ撲滅全校集会、ピンクシャツデー運動

生徒会が中心となり、全校生徒が一丸となっていじめ撲滅に向けて取り組むという意志を確認します。また、ピンクシャツデー運動において、1人1人がいじめ撲滅についての誓いを立てます。

○生活・学習Actサミットへの参加

旭川市内の生徒会役員が集まり、学校生活をより良くしていくための取組やアイデアの交流を行います。その一環としていじめについても考えます。

3 学校いじめ対策組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成

①フルメンバー

- ・校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当教員、教務部長、学年主任（学年生徒指導担当）、学級担任、養護教諭、生徒会担当者、特別支援コーディネーター、道徳推進教師、情報教育担当者、部活動担当者
- ・スクールカウンセラー、スクールサポーター、サポートセンター等
- ・生徒の代表（年間計画の作成や実施、いじめ防止の取組の実施など）
- ・保護者の代表、学校運営協議会委員

②いじめ対策委員会（毎週火曜日定例開催）

メンバー：（校長）、教頭、主幹教諭、各学年代表、特支ＣＯ、養護教諭

- ・報告窓口、集約窓口、記録担当：いずれも教頭（生徒指導部長）

※不在時は主幹教諭

※対応の状況（５Ｗ１Ｈを時系列で）、取組の検証改善 ※データ保管：５年

③対策チーム（日々の対応）：教頭、主幹教諭、生徒指導部長及び関係教職員

※複数の学校が関係する事案への対応について、他校及び市教委との連携の窓口は教頭（不在時は主幹教諭）

(2) 学校いじめ対策組織の役割

①未然防止

ア) いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

②早期発見・事案対応

ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口

イ) いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

ウ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒観の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

エ) いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった組織的な対応の実施

③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

ア) 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正

イ) いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施

ウ) 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施と見直し（PDCAサイクル）

④対処プランの策定及び確実な実行

⑤いじめ対策組織会議の会議録の整理・保管

4 いじめ防止の取組

(1) いじめについての共通理解

- ア) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。
- イ) いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、生徒用「学校いじめ防止基本方針」を作成し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、生徒が容易に理解できるような取組を進めます。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ア) 教育活動全体を通じた道徳教育や包括的な性教育を含めた人権教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性をはぐくむ取組を進めます。
- イ) 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育てます。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ア) いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努めます。
- イ) 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- ア) 教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができ、機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高めるよう努めます。
- イ) 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ウ) 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

- (1) 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、生徒が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。
- (2) 生徒及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。
- (3) これらから発覚した事案が、たとはいじめのささいな兆候であったとしても、軽視することなく組織で共有し、積極的に認知します。

いじめ発見・見守りチェックリスト

年 組 記入者 【記入日 月 日】

次の項目に該当する生徒がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

生徒氏名

- | | | |
|--|---|---|
| ☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。…………… | [|] |
| ☐ 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に
行きたがる。…………… | [|] |
| ☐ 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は
訪問する。…………… | [|] |
| ☐ 教職員のそばにいたがる。…………… | [|] |
| ☐ 登校時に、体の不調を訴える。…………… | [|] |
| ☐ 休み時間に一人で過ごすことが多い。…………… | [|] |
| ☐ 交友関係が変わった。…………… | [|] |
| ☐ 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたり
する。…………… | [|] |
| ☐ 表情が暗く（さえず）、元気がない。…………… | [|] |
| ☐ 視線をそらし、合わそうとしない。…………… | [|] |
| ☐ 衣服の汚れや傷み等が見られる。…………… | [|] |
| ☐ 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、
隠されたりする。…………… | [|] |
| ☐ 体に擦り傷やあざができてることがある。…………… | [|] |
| ☐ けがをしている理由を曖昧にする。…………… | [|] |

授業や給食の様子

生徒氏名

- | | | |
|---|---|---|
| ☐ 教室にいつも遅れて入ってくる。…………… | [|] |
| ☐ 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。…… | [|] |
| ☐ 発言したり、褒められたりすると冷やかしからいがある。 | [|] |
| ☐ グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。 | [|] |
| ☐ グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。 | [|] |
| ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする。…………… | [|] |

清掃や放課後の様子

生徒氏名

- | | | |
|--|---|---|
| ☐ 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。…………… | [|] |
| ☐ ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。…… | [|] |
| ☐ 一人で下校することが多い。…………… | [|] |
| ☐ 一人で部活動の準備や後片付けをしている。…………… | [|] |
| ☐ 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなどと言い出す。 | [|] |
| ☐ 部活動の話題を避ける。…………… | [|] |

主な相談窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代 表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506（こんにちはコール）

<受付時間>

月・木 8:45~20:00 火・水・木 8:45~17:15

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号>

0120-3882-56

0120-0-78310（24時間子供SOSダイヤル）

<受付時間>

毎日24時間

<メール相談>

doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号>

0120-007-110（ゼロゼロなな の ひゃくとおばん）

<受付時間>

平日 8:30~17:15

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

平日 8:45~17:30

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

平日 9:00~16:00

◆法テラス旭川

<電話番号>

050-3383-5566

<受付時間>

平日 9:00~17:00

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合のよい日時をお知らせください。

旭川市立永山南中学校（窓口：教頭蛸名） TEL 48-8117

6 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

ア) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。

イ) いじめられた生徒やいじめを知らせてくれた生徒の安全を確保します。対策組織の計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないように見守ります。

ウ) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

(2) いじめを受けた生徒及びその保護者への支援

ア) いじめられた生徒から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。

イ) いじめられた生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保します。

ウ) 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーターなど外部専門家の協力を得て対応します。

(3) いじめを行った生徒への指導及び保護者への助言

ア) いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します

イ) いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。

ウ) 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

ア) いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。

イ) 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

(5) 性に関わる事案への対応

ア) 被害を受けた生徒や保護者の心情に寄り添い、プライバシーに配慮ながら対応します。事案に関わる情報は適切な範囲にとどめ、管理を徹底します。

イ) 事案によっては管理職や生徒指導部、養護教諭等によるチームを編成し、被害生徒と同性の教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。場合によっては医療機関や警察等の関係機関とも連携を図ります。

(6) 関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

ア) 学校間で対応の方針や指導方法等に差異が生じないように、教育委員会や関係学校と緊密な連携を図りながら対応します。

7 いじめの解消

(1) いじめが「解消している」状態

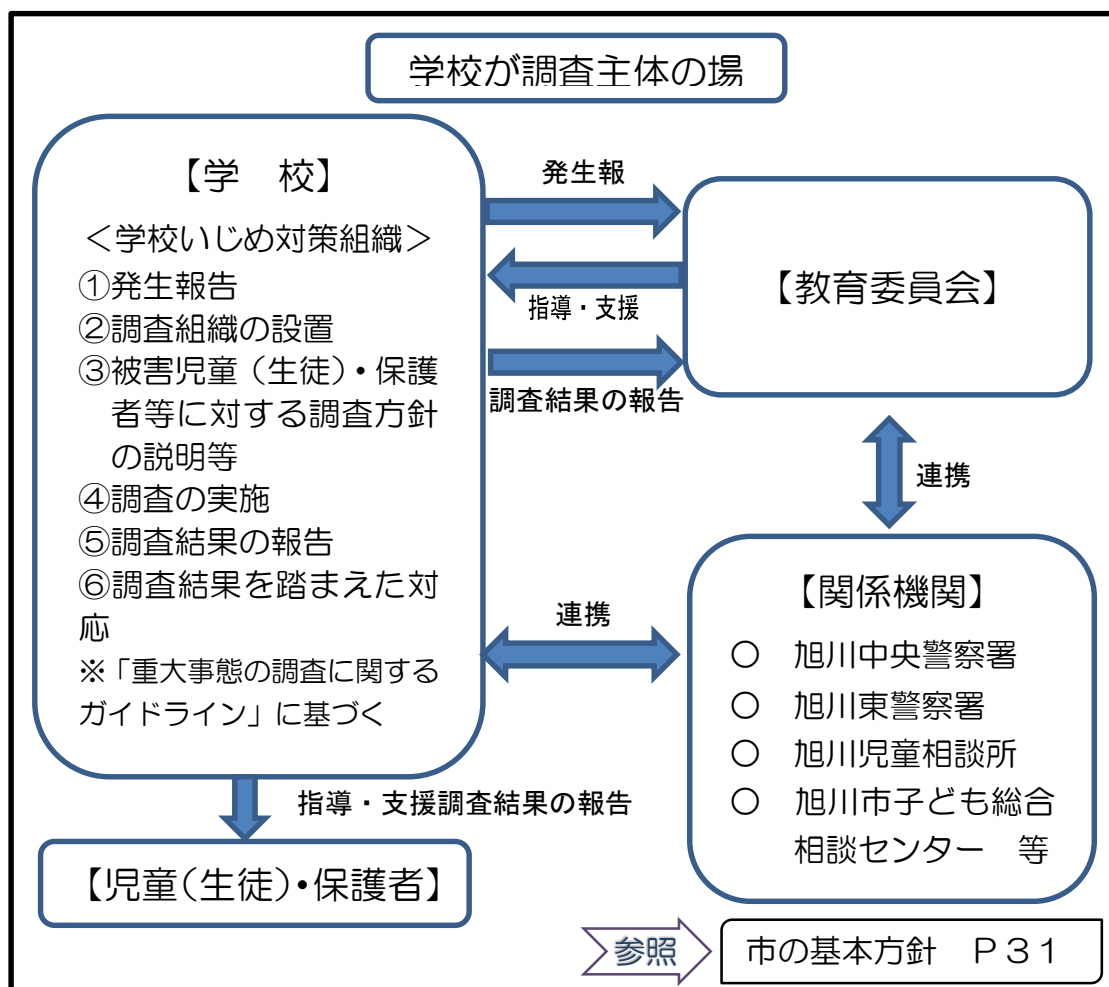
安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

- ア) いじめられた生徒へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が、継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。
- イ) いじめられた生徒本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた生徒が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

(2) 観察の継続

- ア) いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見守りチェックシート」を活用するな*P9参照 ど、生徒や学級等の観察を注意深く続けます。
- イ) いじめが解消していない段階では、いじめられた生徒を徹底的に守り通し、安全・安心を確保します。
- ウ) いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。

8 いじめの重大事態への対応



早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた生徒や保護者
- 学級担任
- 生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者 → コア：生徒指導部長／教頭 → 校長・主幹・学年主任，等

いじめ対策組織会議の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- ☐ 事実関係の把握
- ☐ 「いじめ対応プラン」の作成（指導方針，指導方法，役割分担等の決定）
- ☐ 全教職員による共通理解
- ☐ いじめ認知の判断
- ☐ SCや関係機関等との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた生徒及び保護者への支援
- いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言
- 周囲の生徒への指導
- SCなどによる心のケア
- 関係機関（教育委員会，警察，子ども総合相談センター）との連携

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学 校	☐ 組織体制を整え，いじめを止めさせ，安全の確保及び再発を防止し，徹底して守り通す。 ☐ いじめの解消の要件に基づき，対策組織で継続して注視するとともに，自尊感情を高める等，心のケアと支援に努める。	☐ いじめは，他者の人権を侵す行為であり，絶対に許されない行為であることを自覚させるなど，謝罪の気持ちを醸成させる。 ☐ 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど，いじめに向かうことのないよう支援する。	☐ いじめを傍観したり，はやし立てたりする行為は許されないことや，発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 ☐ 自分の問題として捉え，いじめをなくすため，よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	☐ 家庭訪問等により，その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 ☐ 今後の指導の方針及び具体的な手立て，対処の取組について説明する。	☐ 迅速に事実関係を説明し，家庭における指導を要請する。 ☐ 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに，継続的な助言を行う。	☐ いじめを受けた生徒及び保護者の意向を確認し，教育的配慮のもと，個人情報に留意しながら，必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
 - ☐ 事実の整理，指導方針の再確認
 - ☐ スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用

- 学校体制の改善・充実
 - ☐ 生徒指導体制の点検・改善
 - ☐ 教育相談体制の強化
 - ☐ 生徒理解研修や事例研究等，実践的な校内研修の実施

- 教育内容及び指導方法の改善・充実
 - ☐ 生徒の居場所づくり，絆づくりなど，学年・学級経営の一層の充実
 - ☐ 道徳教育の充実等，生徒の豊かな心を育てる指導の工夫
 - ☐ 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導，自己有用感を高める指導など，授業改善の取組

- 家庭，地域との連携強化
 - ☐ 教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
 - ☐ 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
 - ☐ 生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

学校いじめ防止プログラム

	4 月	5 月	6 月（強調月間）
教 職 員	○いじめ防止対策推進委員会 ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・生徒、保護者への説明内容 ・学校ホームページ等での公開 ・組織の役割、事案への対処マニュアル等の確認・共通理解 ○生徒理解研修 ・基本方針の内容の共通理解 ・過去の事案を含む情報共有 ○ネットパトロール ※通年実施	○いじめ対策コアチーム ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加	○校内研修 ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告 ○いじめ防止対策推進委員会 ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討、指導・相談等
生 徒	○基本方針（生徒版）策定 ・各学級での検討、周知 ○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど	○携帯スマホ安全教室実施 ・ネットモラル等についての講演会を通じてのネットを介したいじめの未然防止	○いじめアンケート調査① ○いじめ防止全校道徳 ○生徒会による基本方針説明 ○中連生活部 6 月研への参加
家 庭 ・ 地 域	○保護者説明 ・基本方針についての共有 ・インターネット上のいじめ防止等に関わる協力要請 ○基本方針のHP公開	○保護者相談 ・いじめにつながる情報の共有 ・ネットモラルに関わる情報共有	○学校運営協議会 ・いじめに関する取組、経過の報告 ・地域によるサポート体制の確立

	7 月	8 月	9 月
教 職 員	○学校評価Ⅰ（中間評価）実施 ・いじめ対策の検証を含む ○生徒指導部会交流 ・教育相談の結果を情報共有、対処の検討、指導・相談等 ※ケースにより、コアチーム、いじめ対策委員会の開催	○いじめ防止対策推進委員会 ・学校評価（中間評価）結果を踏まえた、いじめ防止に関するこれまでの取組の評価と今後に向けた組織・指導の工夫改善 ○市主催「生徒指導研究協議会」への参加	○校内研修 ・生徒指導研究協議会参加者からの還流報告
生 徒	○教育相談 ・いじめにつながる情報の収集 ○相談窓口の理解 ○生活・学習 A c t サミットへの参加	○生活・学習 A c t サミットを受けた取組の実施	
家 庭 ・ 地 域	○保護者懇談会 ・1学期のいじめ防止等の取組状況 ・夏季休業中の生活	○市主催「生徒指導研究協議会」への参加	○保護者説明 ・いじめ対策を含む学校評価結果の公開、改善策説明 ※「学校だより」

	10月（強調月間）	11月	12月
教職員	○生徒指導部会交流 ・生徒理解研修抽出生徒の検討	○生徒理解研修 ・いじめを含む、生徒についての情報共有と今後の指導、支援についての確認 ○いじめ防止対策推進委員会 ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討、指導・相談等	○学校評価Ⅱ（年度末評価）実施 ・いじめ対策の検証を含む
生徒	○いじめ防止全校集会、生徒会の取組 ・標語呼びかけ、ピンクシャツデー運 ○「生命（いのち）の安全教育（性教育）の授業（道	○いじめアンケート調査② ○教育相談 ・いじめにつながる情報の収集 ○SNS利用状況調査	○中連生活部12月研への参加 ○相談窓口の理解
家庭・地域	○学校運営協議会（合同） ・いじめに関する取組、経過の報告、校下小学校との連携 ・地域によるサポート体制の確立	○SNS調査結果の通知 ・分析を踏まえた協力の呼びかけ	○保護者懇談 ・2学期のいじめ防止等の取組状況 ・冬季休業中の生活 ※個別対応

	1月	2月	3月
教職員		○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 ○いじめ防止対策推進委員会 ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討、指導・相談等	○校内研修 ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告 ○学校いじめ対策組織会議 ・1年間のいじめ防止の取組や対処等の状況、指標等の検証 ・新年度に向けた組織や指導の在り方の工夫・改善について
生徒		○いじめアンケート調査③ ○相談窓口の理解	
家庭・地域		○学校運営協議会 ・いじめに関する取組、経過の報告 ・地域によるサポート体制の検証と次年度への改善	○保護者懇談 ・今年度のいじめ防止等の取組のまとめ ・新年度に向けた生徒の情報の共有 ※個別対応